

産4

目次 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

「大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和四年十二月九日

岡山県知事 伊原木 隆太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン邑久

所在地 濑戸内市邑久町尾張字樋口二六八番地 ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役社長 山西 泰明

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
(変更前)

ア 名称 株式会社ティーガイア

住所 東京都渋谷区恵比寿四丁目一番一八号

代表者の氏名 代表取締役 金治 伸隆

イ 名称 株式会社マルシン

住所 濑戸内市長船町飯井一五九七番二

代表者の氏名 代表取締役 新井 義幸

(変更後)

ア 名称 株式会社ティーガイア

住所 東京都渋谷区恵比寿四丁目一番一八号

代表者の氏名 代表取締役 石田 將人

イ 名称 株式会社マルシン

住所 岡山市東区可知五丁目一三〇番地一六

代表者の氏名 代表取締役 新井 仁

4 変更年月日

令和四年四月一日ほか

二 届出年月日

令和四年十一月二十九日

三 縦覧の期間及び場所

縦覧の期間

令和四年十二月九日から令和五年四月十日まで

縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課